

<日本>

## 内外特許出願動向からみた グローバル・シティとしての東京(上)

東京大学大学院経済学研究科助教  
東和なぎさ知的財産研究所上席研究員

江原 慶

はじめに

2000年代以降の日本経済は、2つの大きな危機を経験している。2008年の世界金融危機と、2011年の東日本大震災である。2008年のときには、日本は少なくとも経済統計上は主要国で最も大きな実体経済への打撃を受けており、2009年第1四半期には-4.1%の経済成長率の下落を示している(同期のアメリカの経済成長率は-1.4%、EU諸国のそれは-2.6%)。2011年3月に発生した東日本大震災の影響は、2011年の第1四半期の-2.0%という経済成長率に現れている。2014年第2四半期の-2.1%という成長率は、同年4月の消費税増税に伴うものだとして除くと、以上の2つの時期が最も大きな下落幅を記録している<sup>1</sup>。

ただし日本経済はこれら2つの危機の結果として停滞したわけではなく、20年以上にわたり全般的には停滞基調にある。きっかけは、1990年代初めのバブル崩壊である。それ以後日本経済は長期の停滞期に入り、「失われた10年」が人口に膾炙する。その間断行された生産システムの効率化と雇用のリストラによって、2000年代に入ると特に对中国の輸出が伸長し、企業利益は回復していくが、他方で賃金は長期間伸び悩み、雇用も不安定化したため、景気回復が実感されたとは言い難い時期が続いている<sup>2</sup>。

20世紀末の日本のバブルは、株式と土地の双方の急激な価格上昇によってリー

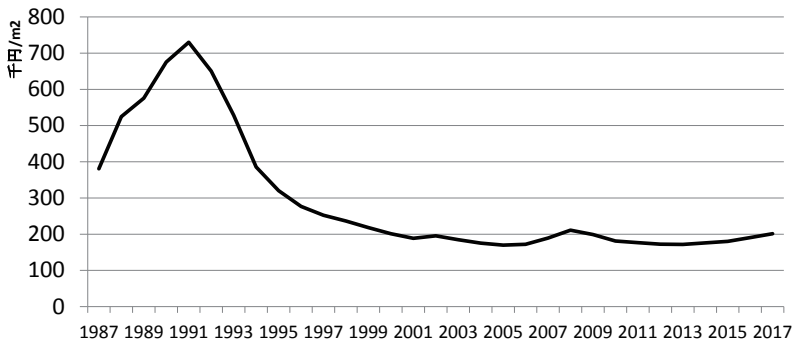
1 この時期の日本の景気循環の態様については、星野富一『現代日本の景気循環と経済危機』御茶の水書房、2014年、第5章参照。

2 バブル崩壊以後の長期不況については、栗田康之「日本の「長期不況」と構造変化」SGCIME編『グローバル資本主義と景気循環』第3章、御茶の水書房、2003年参照。2000年代の景気拡大については、星野前掲書、第4章参照。

ドされていたが、その2つの指標についても、バブル期とは比べるまでもなく低い水準で推移している。バブル期の日経平均株価（月末値）の最高値は、1989年12月29日の3万8915円87銭で、これは史上最高値である。それに対し2000年代以後での最高値は、2015年7月31日の2万585円24銭であり、ほぼ半分となっている。1日のうちでの上昇幅について見ても、バブル期の最大上昇幅は2676円55銭（1990年10月2日）であるのに対して、2000年代以後は1343円43銭（2015年9月9日）と約半分であり、また上位5位を全てバブル期の数字が占めている。

それでもなお、バブル期以後も株式市場には浮沈が見られるが、土地市場は一般的に停滞している。公示地価の平均の最高値は、1991年の1平方mあたり73万35円であるが、その後2005年まで、2002年を除いて下がり続ける。2006年から2008年の3年間は上昇に転じ、2008年には2000年代以後で最高値となる21万1126円をつけるが、その後再度下落に転じ、低空飛行を続けている（図1参照）。

図1 日本全国の公示地価平均の推移

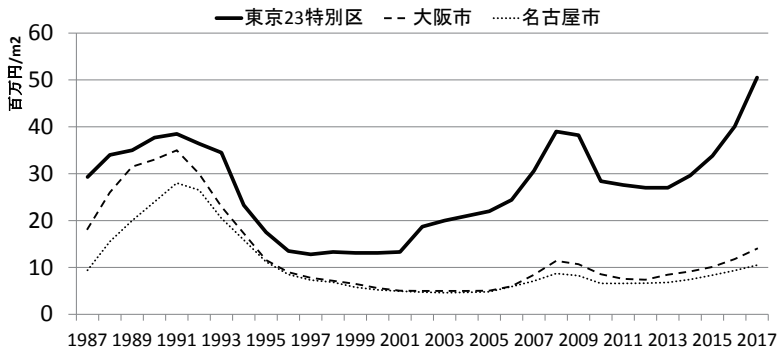


出所：「土地価格相場が分かる土地代データ」(<https://tochidai.info>)より筆者作成

かくして労働市場・資産市場ともに、バブル期以後は冴えない状況が続いていると言えるが、土地市場の場合、平均ではなく最高値に着目した場合、違った側面が見えてくる。図2は、主な都市の商業地の地価、それも最高価格だけを取り

出し、その推移を見たものであるが、バブル期には全ての都市において地価の上昇が見られたのに対し、2000年代以後は明らかに様相が異なる。今世紀に入ってからの特徴は、東京の一等の商業地における、突出した価格上昇であり、その最高価格の水準は既に2回バブル期を超えている。

図2 主な都市における商業地の「最高」価格の推移



出所：国土交通省「平成29年地価公示」より筆者作成

ここから、日本全体を一様に扱うのではなく、都市論的アプローチをとり、東京の特殊性を問うことが、21世紀の日本経済を論じる上での課題として浮かび上がってくる。本稿では、今世紀に入ってから東京を、特許に関するいくつかの指標に着目しながら読み解く。「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（日本国特許法第2条）を発明として法的に保護する特許制度は、技術革新の実態を少なくとも部分的には示すとともに、その法制度は、その国での技術に関する考え方を表し、さらに産業部面における企業経営にも密接に関係している。特許は、単なる法制度ではなく、経済的指標としての顔をも併せ持つ。

経済学的な特許の実証分析という、特許の価値やその経済効果を定量的に測定し、特許について知ろうとするものがほとんどであるが、特許が以上のような

複合的な産物であることを踏まえれば、それが生み出される社会のあり方を反映するものとしても捉えられる<sup>3</sup>。そのような社会的観点は、雇用者数や物価動向等からその時々を経済社会の特徴を明らかにするといった、マルクス経済学をはじめとする社会経済学的な実証分析の領域で長くとられてきたものであり、被説明対象が「社会」という漠としたものであるがゆえに、しばしば定量分析に乗らないが、それを補完し、「社会」科学たらしめるために必要な作業である。

## 1. 内外特許出願の位置づけ

特許権は知的財産権のうち、産業財産権の一種である。産業財産権でない知的財産権のうち、代表的なのは著作権であり、産業財産権との大きな違いは、権利の発生に、当局（日本の場合、日本国特許庁）での登録を要するか否か、という点がある。著作権の発生には必ずしも登録が必要とされないのに対し、産業財産権の発生には登録が必須である。したがって産業財産権は、誰が所有者なのか分からなくなることは基本的になく、権利発生時点も消滅時点もはっきりと特定できる。このため、著作権よりも権利としての安定性が高く、「産業財産」として、企業活動における行使に耐え得よう制度設計されていると言ってよい。

産業財産権には、特許権の他に、実用新案権・意匠権・商標権がある。このうち、企業活動にとっては特許が最も重要である。それは、少なくとも日本においては、出願件数によく表れている。特許庁「特許行政年次報告書 2016 年版」によると、2015 年の特許出願件数は、318,721 件なのに対して、実用新案・意匠・商標はそれぞれ 6,860 件、29,903 件、147,283 件に止まる。また、特許庁「平成 27 年知的財産活動調査」にある、出願に関する費用についての 1 者あたりの平均値を見てみても、特許が約 1 億円なのに対し、意匠は 2 百万円弱、商標は約 5 百万円強と、桁が違っている。

特許の出願等に際して特許庁に対してする手続きは、出願人自らが行うだけで

---

3 日本において早い時期から特許の価値評価を試みたものとしては、鈴木公明「特許権の価値評価と評価モデル」『パテント』Vol.59, No.6, 2006 年等が挙げられる。より包括的かつ経済学的な特許の定量分析の先駆的業績には、山田節夫『特許の実証経済分析』東洋経済新報社、2009 年がある。

なく、弁理士または弁護士が代理することができる。日本の場合には、弁理士が営む特許事務所が、弁護士の法律事務所とは別個に多く存在する。特許事務所は、特許等の出願に際する書類作成をはじめとして、その審査の過程での対応、権利の維持業務などの対特許庁手続きを中心としつつ、発明発掘等の技術コンサル業務なども含め、知的財産に特化した専門サービスを提供している。この点は、会計士や税理士など、他のいわゆる士業と同様である。

ただし、多くの士業は、企業だけでなく、個人の顧客を多数有しているが、特許事務所の顧客はほぼ企業で占められているのが特徴である。総務省統計局「平成24年度経済センサスー活動調査」によると、合計収入額に占める民間企業からの収入割合が90%を超えている専門サービス業は、公認会計士事務所と社会保険労務士事務所の2つだけである。それに対して、特許事務所のそれは77.6%に止まるが、17.2%が「海外取引」からの収入となっている。知的財産にまつわる海外取引のほとんどは企業のもと考えられるため、これを合わせると、特許事務所の活動のほとんどは企業関連と見てよい。

それだけでなく、このことから、特許にまつわる取引としては、国際業務が会計士や社労士とは比較にならない規模として存在するということが分かる。特許制度は、権利が登録された国でしか効力を持たない属地主義の制度であり、外国で権利を保護するには、国ごとに権利を取得する必要がある。そのため、企業活動のグローバル化とともに、特許業務は国際化を遂げることとなった。実際にその国で製造拠点を有する場合はもとより、その国がマーケットになっている場合、さらには先行投資の意味でも、特許は取得されるのであり、特許業務の動きは、場合によっては貿易構造よりも具体的・実態的に、企業活動の意図と範囲とを示している<sup>4</sup>。

すなわち、必ずしも物的な貿易関係がなかったとしても、現地生産や先行投資、さらには同業他社への牽制のためにも特許は取得されるため、特許は、財の貿易構造から世界経済システムを描き出そうとする、伝統的なコモディティ・チェーン・アプローチでは把握できないような、製造業のグローバル化の具体像を浮き

---

4 海外出願国の選定に関しては、例えば鈴木公明「グローバル市場に対応する海外出願」『東和知財研究』第8巻第1号、2016年参照。

彫りにする。一般に、こうした国際業務は企業内に秘匿されており、国をまたいだ統計作成主体も限られているため、定量的に把握することはおろか、どういった活動が行われているのかを外部の人間が知ることは困難であるが、特許は審査や登録のプロセスを通して公開されるため、基本的に全貌を把握することができる。たとえ製造業企業であっても、その経営の全てが特許関連活動として現れるわけではないのは当然であるが、特許業務の研究は、国民国家単位を超えた企業ネットワークの視点が求められる、グローバル資本主義分析において、真価を発揮すると思われる<sup>5</sup>。

特許の国際出願には、海外から日本へ出願される外内出願と、日本から海外に出願する内外出願とがあるが、ここでは内外出願を取り上げる。内外出願には、大別して2つの方法がある。いずれも一般的には日本への出願を基礎とするが、1つは日本での出願後直接外国の特許庁に出願する方法であり、もう1つは世界的所有権機関 (WIPO) 事務局を経由し、その後各国の特許庁に移行する方法である。

日本での基礎出願についての優先権主張の根拠が「工業所有権の保護に関するパリ条約」(1883年)にあることから、前者をパリルートと呼び、後者は「特許協力条約 (PCT)」(1970年)に基づく方法であることから、PCTルートと呼ぶ。普通はPCTルートであったとしてもパリ条約に基づき優先権主張を行うが、この呼び名が定着している。出願人である企業は、出願する国の数や、その発明に関して優先日を確保しておきたい期間の長さに応じて、2つのルートを使い分けしている。

2つの国際出願のルートの存在によって、国際特許出願の分析はやや複雑になる。PCTルートでは、WIPO事務局への出願から各国の特許庁に移行せず、放棄されるものもある。WIPO事務局に出願した段階でも、特許性に関する調査は行われるものの、そこでは特許権は発生しないため、PCTルートによる国際出願

---

5 コモディティ・チェーン・アプローチは、いわゆる「世界システム論」の文脈で提起されてきた。I. Wallerstein, T. K. Hopkins & others, "Patterns of Development of the Modern World-System", Review, Vol.1, No.2, 1977 参照。そこでの貿易というのは、国家間のそれだけでなく、企業内貿易を含むが、現地生産が行われる場合には企業内貿易関係さえも必ずしも重要でなくなる。そこでは現地の製造拠点と、それをコントロールする管理機能との関係を捉える視点が必要になるはずである。

を単純に国際化の指標ととることは慎重であるべきである。また、PCT ルートは WIPO が取りまとめているため、それに関しては包括的なデータベースが存在するが、パリルートは必ずしもそうではないし、台湾など、PCT に加盟せずパリルートでの出願しかできないが、日本企業にとって重要な地域も存在する。全ての特許出願は原則として公開されるが、それらがデータベース化されているとは限らず、ある国または企業による、世界中における出願動向を網羅的に把握することには、マンパワーの限界がある。それでもなお、グローバル企業の動向を把握する上で、国際特許出願のデータは貴重な資料である。

(次号に続く)

< **Japan** >

— **ABSTRACT** —

## **Tokyo as a Global City : Analyzing international patent application of Japanese firms (No.1)**

Research Associate, the University of Tokyo  
Senior Reseacher, Towa Nagisa Institute of Intellectual Property

**Dr. Kei Ehara**

This paper analyses the 21st century Japan by investigating the global patent management of the Japanese firms. We focus especially on Tokyo as a Global City (cf. Saskia Sassen, *The Global City : New York, London, Tokyo* (Princeton University Press, 1991)). Though we are inclined to consider Tokyo failed to be a global city after the burst of the bubble in the early 1990s, Tokyo still has a rising ratio of expert service and financial industry, which is usually regarded as a feature of a global city.

IP service sector is one of those expert service sectors. Looking into the data of international patent applications, we find the international patent business in Japan is highly concentrated in Tokyo, making the city the pivot of global patent management of Japanese large manufacturers. Instead of losing its position as a global financial center, Tokyo is growing as global headquarters of manufacture.

We take Sony Corporation, Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. and Konica Minolta, Inc. as the examples of manufacturers, since they seem to focus on the North America, Europe and China respectively from their IP activities and corporate information. They have expertise in electronics, environmental technologies and chemicals, trying to utilize them to open up an oversea market. They are all located in Tokyo. Therefore, Tokyo is increasingly embedded into the global capitalism in the way different from other global cities with financial centers, i.e. New York and London. On the other hand, this might lead to serious unexpected consequence as the U.S. and the U.K. recently experienced : the Japanese society might be divided into the global areas and the remaining regions, which bears profound socioeconomic conflict.

(Continuing on the next number)